

# 新型コロナウイルス感染症 Q&A

法的トラブルでお困りの方  
迷わず法テラスに  
お電話ください

## 法テラス多言語情報提供サービス

0570-078377

平日(年末年始を除く) 午前9時から午後5時  
通訳者をご希望の法テラスの事務所にお繋ぎして、通訳します。

### ◆対応言語◆

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語  
タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

- ※ 通話料金は、お使いの電話の種類や契約、距離により異なります。
- ※ このダイヤルは、海外からは繋がりません。

日本司法支援センター(法テラス)は、  
国が設立した公的な法人です。  
詳しくは、法テラスのウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.houterasu.or.jp/en/index.html>



**仕事がなくなり困っていたところ、友人から「給与を前借りできる」という広告を紹介されました。日本語では「貸金業ではない」とも書いてあるようです。当面の生活費のために借り入れても問題ないでしょうか？**

悪質な業者の可能性が高く、借り入れは危険です。  
新型コロナウイルスによる混乱に乗じて、貸金業登録をしていない高利の貸金業者が利益を得ていると報じられています。「給与ファクタリング」等と名乗り、「前借りだから貸金ではない」と勧誘する例も報告されているようです。

こういった業者から借入れを行うと、あっという間に利息の支払のために他の高利業者に借入れるという悪循環に陥ってしまいます。

なお、生活費がなくて困っている場合は、お住いの市区町村役場へご相談ください。

**新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払が1か月できませんでした。すぐに立ち退かなければならないのでしょうか？**

家賃の滞納が賃貸人と賃借人の信頼関係を破壊する程度に至らなければ、賃貸借契約を解除することはできません。一般的に3か月程度以上の滞納があれば、信頼関係が破壊されたと認められます。したがって、1度家賃が払えなかったくらいでは、部屋を明け渡す必要はありません。仮に、1度でも滞納があれば直ちに明け渡す旨の特約があっても、無効とされる余地があります。

詳しくは、弁護士や司法書士といった専門家と相談するとよいでしょう。

**結婚式をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響でキャンセルすることにしました。披露宴を行う予定のホテルから高額のカンセル料を請求されています。支払わなければなりませんか？**

どのような場合に、どの位のキャンセル料を負担しなければならないかは、原則として、当事者間の契約(約款)の定めに従うことになります。

もっとも、契約(約款)でキャンセル料について定めていても、その金額が同種の事業者に平均的に生じる損害(平均的な損害)を超えるときは、その超える部分については支払う必要はないと考えられます。この「平均的な損害」の額は、契約の種類ごとに、キャンセルの理由やキャンセルの時期、契約の特殊性、準備にかかる費用や得られたであろう利益、契約の代替や転用の可能性などの事情を考慮して、総合的に判断されます。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によるキャンセルについて、ホテルによっては、キャンセル料を実費相当額に限定するなど、柔軟に対応しているところもあるようです。

詳しくは、消費生活センター、弁護士等の専門家にご相談なさるとよいでしょう。

**新型コロナウイルス感染症の影響で急速に収入が減少したため、電気代などの支払が難しくなりました。**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した契約者のために、電力会社、ガス会社、携帯電話会社、保険会社(生命保険、損害保険)は、料金等の支払を猶予する措置をとっています。

実際に支払猶予の措置がとられているか、猶予の対象者に該当するか、猶予の期間はいつまでか、など、詳しくはそれぞれの事業者にお尋ねください。

**契約社員として働いています。先日、会社から「新型コロナウイルス感染症の影響で、業績が悪化しているので、次の契約更新はできない。」と言われました。私は、契約を更新して長く同じ会社で働くつもりでした。会社に従うしかないのでしょうか？**

雇用期間に定めのある労働契約(有期労働契約)は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了します。これを「雇止め」といいます。ただし、雇止めは、労働者保護の観点から、一定の場合に無効となります。

労働者が有期労働契約の更新を繰り返し、期限の定めがない無期労働契約と実質的に同じような状態で働いている場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続を期待することに合理的理由が認められる場合には、雇止めは無効となります。この場合、使用者による雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当ではないと認められるときは、有期労働契約が更新(締結)されたものとみなされます。

なお、雇止めを無効として雇用の継続を望む場合には、労働者からの有期労働契約の更新の申込みが必要です。

詳しくは、労働局の総合労働相談コーナー、弁護士等の専門家にご相談なさってください。

**勤めている会社が新型コロナウイルス感染症の影響で、経営難に陥っています。先日、会社から突然、「明日から来なくていい。」と言われました。急なことで、どうしたらよいかわかりません。**

法律で個別に解雇が禁止されている事由以外の場合は、労働契約法の規定や裁判例における以下のようなルールに従って適切に対応する必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響がある場合も例外ではありません。

整理解雇(経営上の理由から余剰人員削減のためになされる解雇)が有効と認められるかどうかは、(1)人員削減の必要性の有無、(2)解雇回避の努力義務を尽くしたか、(3)被解雇者の選定基準の合理性、(4)解雇手続の妥当性(説明、協議など)、の4つの事項を考慮して判断されます。

雇用期間の定めのある労働者(有期労働契約者)についても、解雇に際しては、上記の4つの事項が考慮

されます。有期労働契約については、労働契約法で「使用者は、期間の定めのある労働契約(有期労働契約)について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない」と定められており、雇用期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の場合に比べて、解雇はより厳格に判断されます。

雇止め(有期労働契約の更新が使用者が拒むこと)についても、無条件に認められるものではありません。例えば、それまで有期労働契約が反復して更新されており、今回更新をしないことが、無期労働契約者に対する解雇と社会通念上同視できる場合などは、労働者からの更新の申込みが使用者が拒絶することは、認められません。

詳しくは、労働局の総合労働相談コーナーや、弁護士等の専門家にご相談なさってください。

**私は、レストランでシェフとして働いていました。今回のコロナウイルスの影響で、店が営業できず、解雇されてしまいました。新しい就職先を探していますが、なかなか見つかりません。どうしたらいいのでしょうか？**

外国人であっても、自由に解雇することはできません(どのような在留資格でも同じです)。従業員を解雇するには、日本人と同様に厳しい条件があります。外国人従業員だけが解雇されたような場合は、弁護士等に相談して解雇を撤回させ、店が休業している間は休業手当の支払いを求めることが考えられます。

一方、レストランが廃業に近い状態で、日本人も解雇されているような場合には、次の仕事を探すより他にありません。もっとも、新型コロナウイルスの影響で、あなたの在留資格(このケースの場合は「技能」で調理師)の条件に合った新しい仕事を見つけるのは、難しいかもしれません。

新型コロナウイルス感染症の影響で解雇等された外国人の方の就労継続支援のために、在留資格に特別の措置が設けられています。特定産業分野において就職先が見つかり雇用契約を締結できた場合など一定の要件を満たした場合、最大1年間の「特定活動(就労可)」の在留資格を許可することとしています。また、就職先を見つけることが難しい場合には、国のサポートにより求人業者とのマッチング支援を受けることができます。地方出入国在留管理局に相談してみてください。

**私は日本語学校に通う留学生です。日本語学校卒業後に、日本で就職する予定でしたが、コロナウイルスの影響による業績悪化を理由に内定を取り消されてしまいました。留学生としての在留期間が満了してしまったら、帰国するしかないのでしょうか？**

在留資格が満了する前に、在留資格変更をサポートしてくれる就職先を見つける必要があります。

出入国在留管理庁は、新型コロナウイルス感染症の影響により日本での就労が困難になった外国人の方を支援するために、特例措置を講じています。採用内定を取り消された留学生の方々が、特定産業分野において就職先が見つかり雇用契約を締結できた場合など一定の要件を満たした場合、最大1年間の「特定活動(就労可)」の在留資格を許可することとしています。

就職先を見つけることが難しい方のために、求人事業者とのマッチング支援も行っていますので、在留

資格変更のご相談も含めて、お早めに地方出入国在留管理局へお尋ねください。  
なお、特定技能での就職を希望する場合は、以下のサービスもご活用ください。

#### 特定技能ポータルサイト

<http://www.ssw.go.jp>

※特定技能での就労を希望する外国人の方や、特定技能での外国人の雇用を希望する企業向けの特定技能制度全般に関する説明会や、外国人と企業が対面(又はオンライン)で相談等することができるマッチングイベントの情報等を提供しています。

**私は日本の大学に通う留学生です。就職する予定でしたが、コロナウイルスの影響による業績悪化を理由に内定を取り消されてしまいました。留学生としての在留期間も間もなく満了してしまいます。帰国するしかないのでしょうか？**

在留資格を「留学」から「特定活動」へ変更することが考えられます。

日本の大学などを卒業・修了した留学生(大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。)の就職活動の支援を目的として、一定の条件を満たした方に対しては、卒業後1年間の就職活動を行える在留資格「特定活動」による在留が認められています。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、この就職活動のための卒業後1年間の「特定活動」の在留期間を越えて引き続き就職活動を行いたい場合には、在留期間の更新を受けることが可能です。要件や必要書類等について、お早めに地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

また、すでに内定者のための「特定活動」の在留資格に切り替えている場合は、同じ「特定活動」の在留資格ではありますが、「内定待機」から「就職活動」への変更手続きが必要です。一定の要件を満たせば、資格外活動の許可を受けて週28時間以内で行う資格外活動(いわゆるアルバイト)が可能です。手続きについては地方出入国在留管理局にお尋ねください。

**技能実習が修了しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、帰国できません。帰国できるようになるまで収入を得なければ日本で生活できず困っています。**

出入国在留管理庁は、技能実習を修了したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国が困難となった方について、特定産業分野において就職先が見つかり雇用契約を締結できた場合など一定の要件を満たした場合、最大1年間の「特定活動(就労可)」の在留資格変更を許可することとしています。

また、就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートにより求人業者とのマッチング支援を受けることができます。これについてもお近くの地方出入国在留管理局にご相談ください。

**企業経営者です。新型コロナウイルス感染症の影響で企業の業績が悪化し、事業の縮小をしなければならない状況になりました。支援制度があるそうですが、どのような制度ですか？**

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援する雇用調整助成金という制度があります。

労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもので、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、支給要件を緩和する特例措置が設けられています。最新の情報は、厚生労働省のホームページでご確認いただくか、各地の労働局やハローワーク、学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンターにお問い合わせください。

＜雇用調整助成金コールセンター＞ ※日本語対応のみ  
電話番号 0120-60-3999  
受付時間 午前9時～午後9時(土日・祝日含む)

# 法テラスの情報提供業務と民事法律扶助

## 法テラスの多言語情報提供サービスに電話をするとどのようなサービスを受けられますか。

外国語を母国語としている利用者が、日本の法制度や相談窓口情報の提供を希望する場合に利用できるサービスです。

利用者・通訳業者・法テラス職員の3者間の通話により行います。3者間通話は、利用者が多言語情報提供サービスの電話番号(0570-078377)に電話をかけ、通訳業者が利用者希望の地方事務所又は支部へ電話を転送し、通訳を介して利用者と法テラス職員の3者間で話をします。

法的トラブルをどのように解決すべきなのか、具体的な方法を知りたい場合は、専門家との法律相談が必要です。多言語情報提供サービスでは、法テラスの無料法律相談をはじめ、問題の解決に役立つ相談窓口をご案内します。

## 法テラスの無料法律相談は、誰でも受けられるのでしょうか？

法テラスは、民事事件や家事事件の問題を抱えながら、お金がないために弁護士・司法書士から法的な援助を受けることができない方を対象として、無料の法律相談を行っています(民事法律扶助・法律相談援助)。この制度を利用するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・収入や資産が一定の基準以内であること
- ・日本に住所を持ち、適法に在留していること(ただし、在留資格が問題となっている場合であって、在留資格にかかる当局の行政処分を争う訴訟を提起したならば、裁判例等に照らし、裁判所が在留資格を認定するであろうことが確実であるとみられる場合には、例外的に、在留資格がなくとも要件を満たしているとみなすことがあります。)

なお、法律相談援助は、法テラスの事務所のほかに、弁護士会や司法書士会など、民事法律扶助相談を実施できるよう登録されている相談場所で利用できます。

詳しくは、多言語情報提供サービス(0570-078377)にお電話ください。通訳者がお近くの法テラスの事務所にお繋ぎし、三者間通話(利用者、通訳者、法テラスの職員)でご案内します。

民事法律扶助の要件を満たさない場合は、弁護士会や司法書士会、地方自治体など法律相談を実施している相談窓口を紹介いたします。相談窓口によっては、有料で法律相談を実施しています。

## <法律相談援助の利用条件>

基準 A と基準 B のどちらも満たす必要があります。

### 基準 A 収入等が一定額以下であること

夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。  
月収(賞与を含む手取り年収の 1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000 円以下 (200,200 円以下)	251,000 円以下 (276,100 円以下)	272,000 円以下 (299,200 円以下)	299,000 円以下 (328,900 円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。

※5人家族以上は、1人増につき 30,000 円(33,000 円)が加算されます。

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。()内は、東京都特別区在住者の加算限度額です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000 円 (53,000 円)	53,000 円 (68,000 円)	66,000 円 (85,000 円)	71,000 円 (92,000 円)

### 基準 B 保有資産が一定額以下であること

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たす必要があります。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180 万円以下	250 万円以下	270 万円以下	300 万円以下



## 弁護士・司法書士に問題解決の依頼をしたいと考えています。どのような費用がどのくらいかかるのですか？

一般的に、弁護士や司法書士に支払う費用の種類としては、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、実費、日当、顧問料等があります。

これらの費用は、個々の弁護士・司法書士がその基準を定めることになっており、標準価格というようなものではありません。

また、法テラスには、民事事件や家事事件等の問題を抱えながら、お金がないために弁護士・司法書士から法的な援助を受けることができない方を対象として、無料の法律相談を行ったり、弁護士・司法書士の費用や裁判にかかる費用等を一時的に立て替えたりする、民事法律扶助の制度があります。

民事法律扶助制度を利用するには、収入や資産が一定の基準以内であること、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適すること、といった要件を満たす必要があります。弁護士・司法書士費用の立替制度を利用する場合、法テラスの基準に基づいて費用が定められます。定められた費用は法テラスがいったん立て替えて弁護士・司法書士に一括で支払います。利用者は原則として分割払いの方法で、全額を法テラスに返還することになります。

立替制度に関するお問い合わせも、多言語情報提供サービス(0570-078377)へお電話ください。通訳を介して、法テラスの職員がご説明いたします。



